

Vol.104 No3 2013.7.19		茨城大学農学部 労働組合
-----------------------------	--	-----------------

全大教第 45 回定期大会が開催されました（7/13,14）

御茶ノ水 ソラシティカンファレンスセンターにて開催され、本組合からは小松崎執行委員長および浅木副委員長が出席しました。ここでは本大会の概要について報告いたします。

大会に先立ち、中嶋中央執行委員長は「給与臨時減額に反対する取り組みの中で訴訟対応など新しい運動の形ができたこと」、「競争力人材育成という国策のもとに、大学本来の使命がゆがめられている」ことなどを指摘し、全大教としてのさらなる闘争の必要性を強調しました。

全大教の運動方針に関する議案の中では、**給与臨時減額について**、文科省側は「給与減額はあくまでも要請であって、最終的な判断は法人にある」とされていましたが、多くの大学で運営交付金の減額が決まらないうちに国に準じた給与引き下げを実施されたが、これらは合理性などの要件を満たしていないことをあらためて強調されました。給与引き下げの実態としては、一部でも給与減額率を圧縮したものは 20 単組、代償措置として地域手当の引き上げが 7 単組となったことが報告されました。また、全大教の顧問弁護士からは現在、訴訟中の案件について「賃下げによる労働者の被害がどの程度であったのか具体的な事例を集めることと、この賃下げが大学法人にとって財政的な必要性が少ないことの両面から攻めていく」ことで勝訴に結びつくことが述べられました。

今回の賃下げについては時限つきであるとされながらも、中央執行委員会からは予断の許さない状況にあることが指摘されました。国家公務員の賃下げの改正については、夏の人事院勧告の動向を見極めながら 12 月の予算編成までに対応する必要があることが述べられた。

このほか、**退職金切り下げに反対する取り組みについて**は、労働者の不利益変更が強制的になされたが単組交渉によって一定の緩和措置が獲得したところもあることが報告された。また、**改正労働契約法に対応した取り組みとして**「大学の充実にとっても（有期雇用職員の）無期転換が必要」「無期転換の完全実施を、財政理由を撃破しよう」と提起されました。

今回提案された議案についてはいずれも単組単独では取り組めない課題であり、全大教として取り組むことの重要性が認識されました。一方で、全大教の運営については、加盟大学の組合員数は前年度比 500 人減であり、予算では 781 万円の減額が余儀なくさえています。また、各単組からの納入人員数をみると約半数が納入人員について中央執行委員会に協議申請を申し入れている状況です。組合活動の重要性が著しく高まっている中で、組合活動の体力強化については積極的に取り組み必要性を痛感しました。

*** 定期大会の資料は組合事務室に保管しておりますので、
ご覧になりたい方はぜひ組合事務室までお越しください。**

